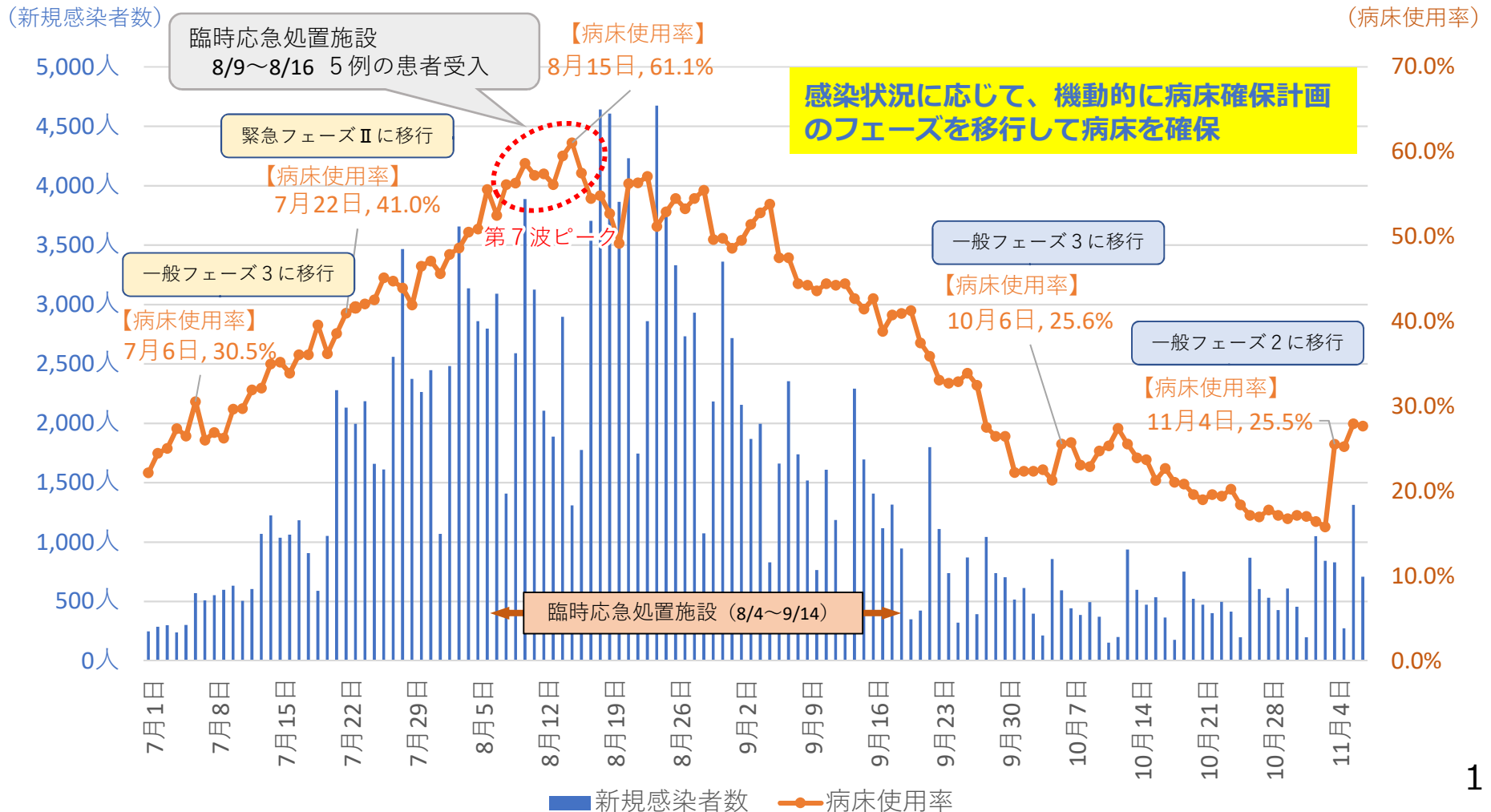


新型コロナウイルス感染症に係る療養体制について

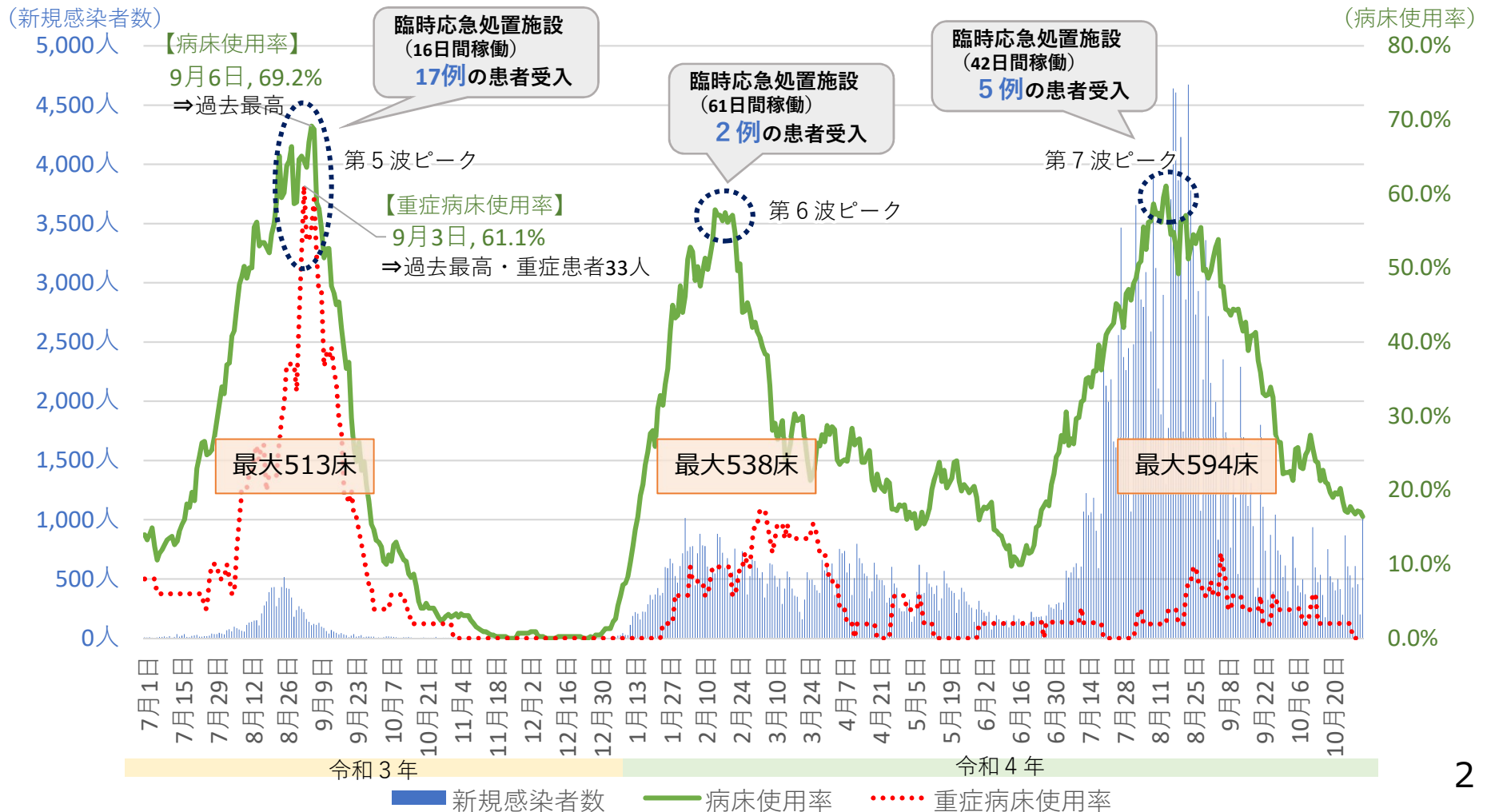
第7波における入院医療の体制について

- 第7波以降、**新たに9病院において病床確保**。それに加えて、既存の受入病院の増床により、**大幅に増床**を行った。
 【最大確保病床数（※臨時応急処置施設を除く。）】 第6波まで：538床 ⇒ **現在：594床（+56床）**
 ※過去最大の病床ひっ迫をもたらしたデルタ株を踏まえて算出した必要病床数である576床を超える病床数を確保。
- 病床を補完する等の目的で、8月4日から9月14日まで臨時応急処置施設を稼働し、第7波のピークの時期と重なる、8月9日から16日の間に5例の患者を受入れ。8月17日以降については、新たな病床確保の効果もあり、受入れ実績が0件となった。
- **病床使用率40%を基準として体制を移行し、入院を必要とする患者を円滑に受け入れることができた。**



臨時応急処置施設の位置づけの見直しについて

- ▶ 入院病床が大幅に拡充されたことを踏まえて、入院待機施設である臨時応急処置施設の病床確保計画上の位置づけを見直し、**通常の医療機関を中心とした計画に変更することとしてはどうか。**
- ▶ 一方、過去最大の病床のひっ迫をもたらした第5波の際と同程度に病床及び重症用病床が不足するなど、救急医療を含めた**医療の提供に支障が生ずる緊急時には、速やかに臨時応急処置施設を稼働する必要**がある。
※この場合においては、その時点で確保している宿泊療養施設内で稼働することを想定
資材調達や人的派遣については調整済みであり、これまでの稼働実績の蓄積により迅速な稼働準備を実施する



病床確保計画の改定について

- **コロナ医療と通常医療の両立を図る**ため、感染拡大時には時機に遅れることなく増床を進めるとともに、感染が落ち着いている状況下では、コロナ病床を通常医療に活用できる病床に戻せるよう、**機動的な病床の運用が必要**となる。
- ➔ オミクロン株が主流である間は、**すべてのフェーズ移行のタイミングを病床使用率40%とする**。
- ➔ 緊急フェーズにおける重症病床の確保は通常医療への影響が大きいため、**重症病床や重症関連病床は重症病床使用率を基準として確保**を行う。
- ※ **医療提供に支障が生ずる緊急時には、臨時応急処置施設を速やかに稼働し、病床の不足等に対応する**。

《オミクロン株が主流である間の病床確保計画》

	フェーズ移行のタイミング	即応病床数	内重症者用
一般フェーズ1	—	248	(41)
一般フェーズ2	一般フェーズ1の病床使用率 40% 以上となった日から14日後	372	(46)
一般フェーズ3	一般フェーズ2の病床使用率 40% 以上となった日から14日後	493	(50)
緊急フェーズI	一般フェーズ3の病床使用率 40% 以上となった日から14日後	558	(50)
緊急フェーズII	緊急フェーズIの病床使用率 40% 以上かつ 重症病床使用率20%以上 となった日から14日後	594	(56)

臨時応急処置施設の位置づけを見直し、通常の医療機関を中心とした計画に変更する

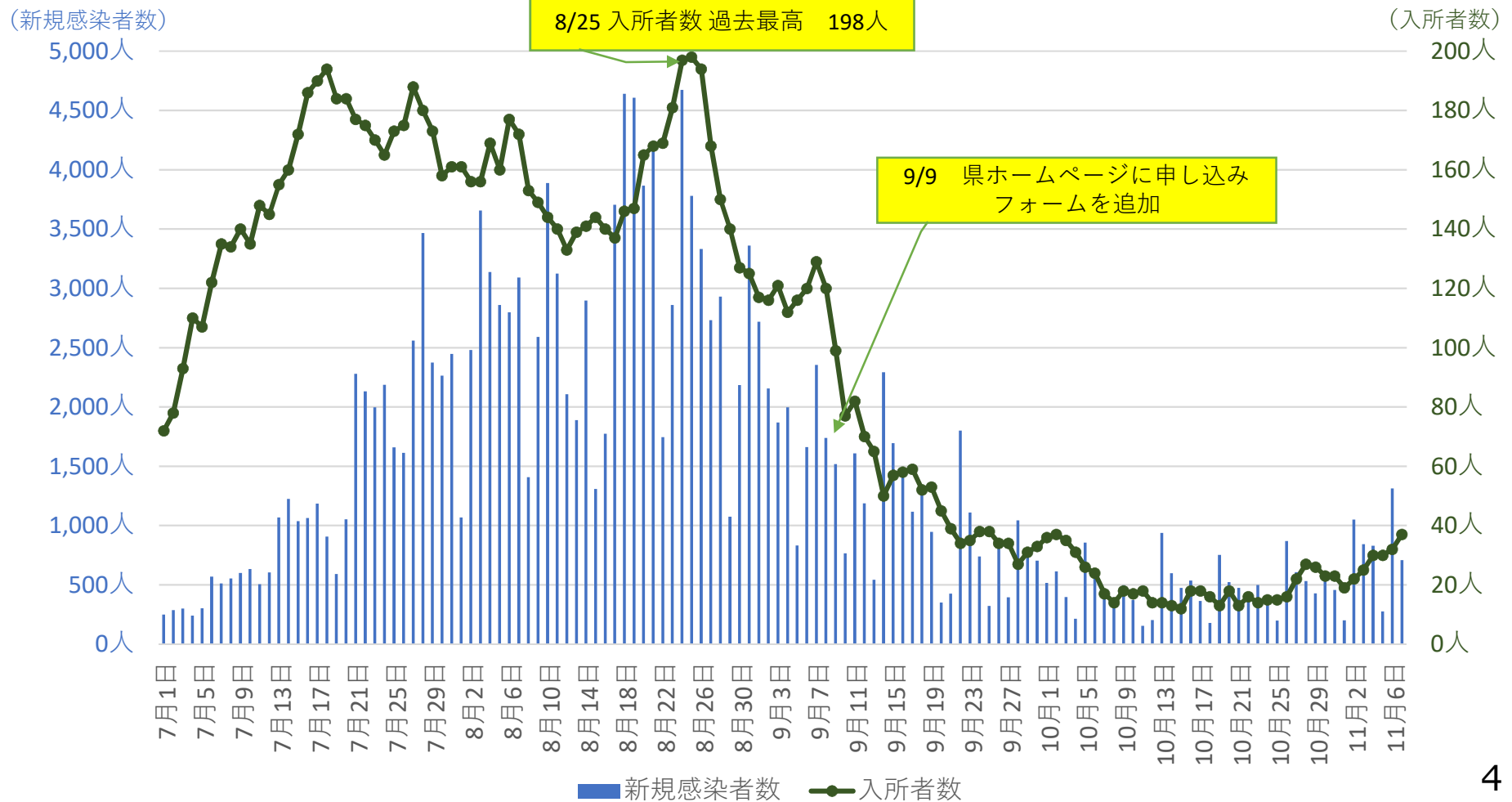
予定入院・予定手術の調整による緊急的な病床確保

- ※ 新たな変異株等への対応方針：フェーズ移行における病床使用率の基準を、オミクロン株が主流である間、一時的に30%から40%に変更して対応。新たな変異株等への対応の際は病床使用率の基準を30%として病床確保計画を適用する。
- ※ フェーズを下げる際の考え方：感染状況、入院患者の状況（患者の重症度など）を踏まえて、①医療提供に支障が生じないこと、②フェーズを下げた際にフェーズを上げる基準を当面超えない状況であることを確認した上でフェーズの移行を判断。一般フェーズ1については、患者発生が散発的な状況下である場合に限る。
- ※ **臨時応急処置施設の稼働方針：救急医療を含めた医療の提供に支障が生ずると認められる場合には、患者等に対する医療の提供を行うための臨時応急処置施設を速やかに稼働し、病床の不足等に対応することとする。**

稼働実績の蓄積により得た知見も踏まえて、迅速な稼働準備を行う。

宿泊療養施設の入所状況（1）

- 入院調整と一体的に入所調整を実施するとともに、**75歳以上の高齢者や障がい者、外国人も受入れ**。
- 8月25日に**過去最高となる198人**が入所した後は減少傾向。
- 発生届の限定化に伴い、9月9日から県ホームページに申し込みフォームを追加。



宿泊療養施設の入所状況（2）

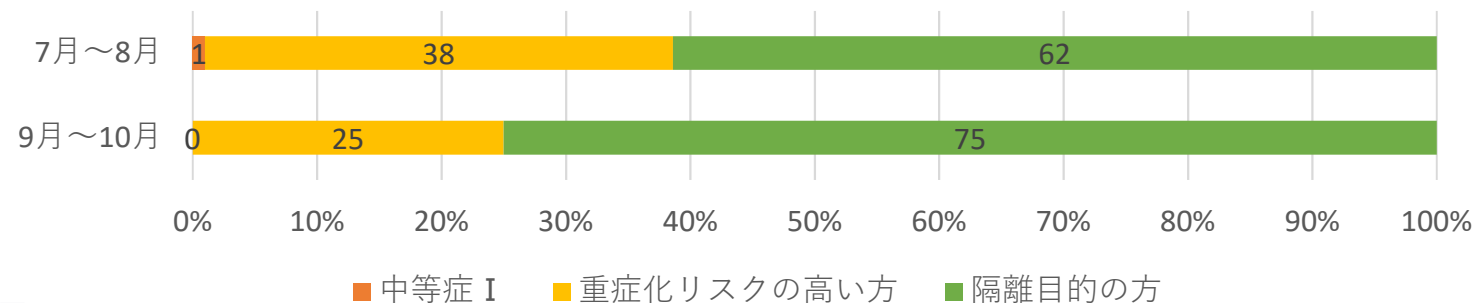
1. 第6波との比較

最大利用者数を360人と想定して準備をしていたが、感染者数は第6波の約2.4倍となったのに対し、宿泊療養施設への入所者はピーク時で約1.4倍にとどまった。

（第6波 3月30日 145人 第7波 8月25日 198人）

2. 入所者の目的

入所者は隔離目的が中心となっており、引き続き高い割合となる見込み。



3. 課題

療養期間の10日間から7日間への短縮、入所者の感染防止のニーズなどに対応するため、**入所までの期間の短縮（1日程度）が必要。**

今後の対応について

1. 早期入所への取組、拡充について

より早く入所いただけるよう、自家用車での入所の拡充などに引き続き取り組む。

2. 宿泊療養施設確保計画について

契約終了と新たな施設の確保により、居室数は4施設496室から468室体制へ移行。

※宿泊療養施設は、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市にそれぞれ1施設

新たな変異株への対応について、感染が第7波以上の拡大の見込みがある場合は、居室数を増加して $468 + a$ 室で対応。